

V. I. E 国別サマリー 日本

日本への V. I. E 派遣をお考えですか？
そのために必要なすべての情報と義務についてご案内します。
手続きは在フランス法人、日本の受け入れ企業、候補者の三者が共同で行います。

V. I. E ミッションを開始する際の留意点

在フランス法人は、日本の受け入れ企業が必要手続きを理解しそれに同意することを確認する必要があります。手続きは比較的簡易ですが、C. O. E の申請を行うために日本の受け入れ企業のサポートが必要です。

ビザの種類	就労ビザ 「技術・人文知識・国際業務」	1 年間にかかる追加費用 ¹ - ビザ申請手続き - 医療費	- 約 50 ユーロ - 基本的に：0 ユーロ。稀なケース（契約終了時に日本に在留の場合）は、1 年間の V. I. E 任期につき 1,200 ユーロ（「契約終了時の手続き」の項目を参照）
V. I. E のステータス	フランス政府が派遣する若手プロフェッショナル	日本での任務開始 ² ：	在留カードおよび V. I. E 担当者の承認を条件として可
派遣期間	6～24 ヶ月	フランスでの任務開始：	C. O. E を取得次第可能
その他条件	必要な学位のレベル：Bac+3 以上 契約終了時：日本に残る場合、医療保険に加入すること	任務の開始に必要な最短の所要時間 ³	12 週

目次

契約開始前の手順	2
ミッションの確認	2
滞在許可および行政手続き	2
その他のケース	5
日本での手続き	6
日本の行政手続き	6
セキュリティ	6
税務	7
社会保障	7
契約の更新	7
契約終了時の手続き	8
連絡先	9

¹当サマリー更新時の為替レートに基づいてユーロで推算された、手当・管理費以外の追加費用（住宅手当、ビザ申請時の交通費やビザの緊急申請などの場合にかかる費用を除く）。これらの費用は概算でありすべての費用をカバーしているものではありません。

²候補者が V. I. E 開始前に日本で就労し納税をしていた場合、または日本が税務上の居住地の場合：ビジネスフランスが申請内容を分析し特定した潜在的税務リスクを企業側が把握・承認することを条件としてミッション開始が許可されます。

³ビジネスフランスがまだ V. I. E 派遣を認可していない企業やその他の理由（書類不備など）で手続き期間が長くなる場合を除いた最短の期間

契約開始前の手順



ミッションの確認

候補者の資格条件に加え、フランス法人は日本が定める必要条件に照らし合わせて V. I. E 派遣を検討する必要があります。

> 候補者のプロフィール

経歴や国籍（フランスまたは欧州経済領域の国籍）を問わず、Bac+3 と同等以上の学位（成績証明書は不可）を取得しているすべての候補者に日本での V. I. E ミッションをオファーできます。

滞在許可証の発給は派遣国の当局の裁量による主権的決定であり、滞在許可付与にあたり追加の基準を求められる場合があります。

> 受け入れ企業

どのような形態の日本の組織が V. I. E. を受け入れることができます：

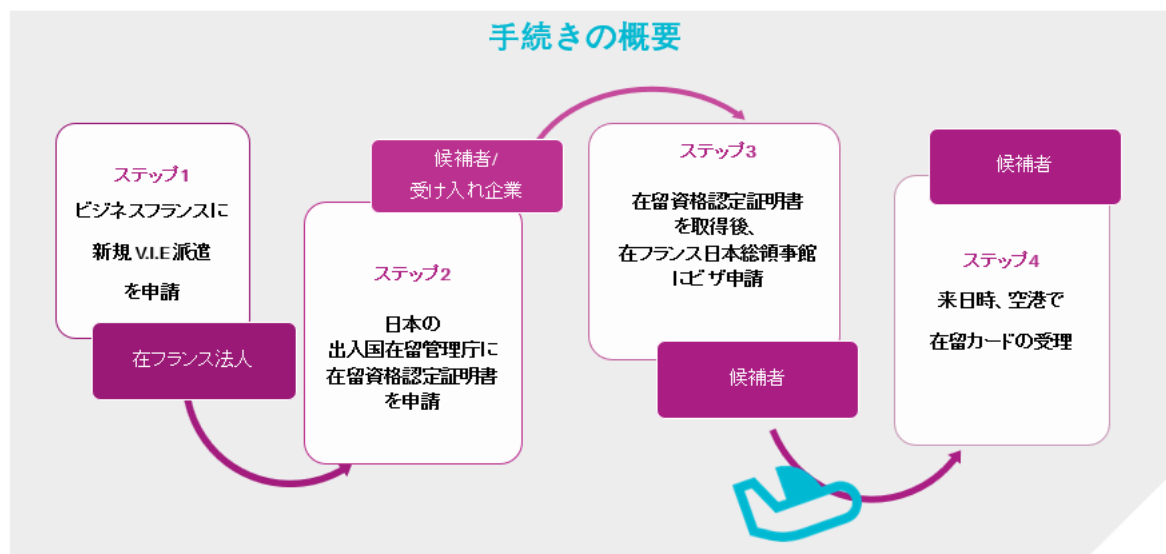
- ✓ フランス企業の日本法人
- ✓ フランス企業のビジネスパートナー
- ✓ V. I. E 受け入れ組織：利用可能な受け入れ組織のリストを入手するには、ビジネスフランス本部 V. I. E 営業担当者にお問い合わせください。

> ミッション内容

V. I. E の制度には研修を目的としています。V. I. E を管理職に就かせることはできません。

滞在許可および行政手続き

候補者が決定した後、E-V. I. E のオンラインアカウントの経由でフランス法人が新規 V. I. E 派遣申請を行います。申請は 4 ステップからなります：



ビジネスフランス日本事務所の V. I. E 担当者が日本語・フランス語・英語の中からご希望の言語で手続きのサポートをいたします。

ビジネスフランスの承認の後、V. I. E 候補者は日本への渡航が許可されます。
承認には就労ビザ「技術・人文知識・国際業務」の取得が必要となります。

＞ 在留資格認定証明書（C. O. E）の取得

候補者が就労ビザを取得するには、事前に在留資格認定証明書（C. O. E）を所持している必要があります。手続きは2ステップからなります。



V. I. E 候補者は、フランス法人および日本の受け入れ企業に次の書類を提出します：

- ☐ BAC +3 相当またはそれ以上のレベルを証明する卒業証書のコピー。成績証明書や卒業見込み証明書は受け付けられません。
- ☐ 上記卒業証書の英語または日本語訳。（候補者自身による訳で可）
- ☐ 裏面に氏名を記載した証明写真（4cm x 3cm）
- ☐ パスポートのコピー
- ☐ 履歴書（英語または日本語）

日本の受け入れ企業は C. O. E 申請手続きの書類を作成します。

手続きを始めるにあたり、ビジネスフランス日本事務所の V. I. E 担当者（本書末尾に連絡先を記載）に問い合わせ、以下の書類を取得してください：

- ✓ ビジネスフランス日本事務所作成の V. I. E 証明書
- ✓ 受け入れ証明書テンプレート（内容は企業が記入）

C. O. E 申請のために必要な書類：

- ☐ 受け入れ証明書（ビジネスフランス日本事務所のテンプレートあり）
- ☐ ビジネスフランス日本事務所発行の V. I. E 証明書
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 事業内容を明らかにする資料
- ☐ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ☐ 直近の年度の決算文書の写し
- ☐ 在留資格認定証明書交付申請書（[PDF](#) または [Excel](#)）「技術・人文知識・国際業務」ビザを申請すること
- ☐ 候補者より入手した上述の書類（卒業証書および翻訳、パスポートのコピー、写真、履歴書）。

受け入れ企業は書類（候補者から送信された文書＋上記の文書）がそろい次第、直接または申請取次者を通して通して出入国在留管理庁に C. O. E 申請をします。

C. O. E 取得までのおおよその期間：約 8～12 週（書類に不備のない場合。また、この期間を短縮することはできません）。

費用：434 円（約 5 ユーロ）＋C. O. E の送料

申請が認められると、C. O. E は受け入れ企業に送付されます（紙媒体または電子媒体）。受け入れ企業は受け取り次第速やかに候補者に転送します（紙の C. O. E の場合はコピー可）。



候補者は C. O. E を受け取り次第、ビジネスフランスのサイト [Mon Volontariat International](#) の個人アカウントにコピーをアップロードする必要があります。

C. O. E の有効期間は交付日より 3 ヶ月です。候補者は 3 ヶ月以内にビザの申請手続きを済ませ、来日する必要があります。

C. O. E の申請が却下されるケースの大半は、書類に不備（特に卒業証書ではなく卒業見込証明書の送信）があったり、「技術・人文知識・国際業務」以外のビザを申請した場合です。

＞ 就労ビザの取得

C. O. E を受け取り次第、候補者は次の書類を準備する必要があります：

- ☐ 受け入れ企業から受け取った在留資格認定証明書（C. O. E）の原本またはメールのコピー（両面）
- ☐ 有効なパスポート（非バイOMETリックでも可）。
- ☐ 在フランス日本大使館のサイトから [ビザ申請フォームをダウンロード](#) し、記入したもの。フォームに記入の際のご注意：候補者の署名はパスポートに記載の署名と完璧に一致しなければなりません。
- ☐ 用紙に貼付する 6 ヶ月以内の証明写真。

候補者は自身でフランスあるいは居住国の日本総領事館（フランスでは 4 箇所）にて、ビザの申請書類を提出します：

在フランス日本領事館業務（開館時間をご確認ください）

パリ：7 avenue Hoche, 75008 Paris

ストラスブール：20 place des Halles, 67000 Strasbourg

マルセイユ：70 avenue de Hambourg, 13008 Marseille

リヨン：131 boulevard Stalingrad, 69100 Villeurbanne

ビザ取得までのおおよその期間：約一週間後（書類に不備のない場合）

費用：20 ユーロ

ビザ申請のプロセス、または開館時間に関する詳細情報はこちらを参照してください：[在留資格認定証明書 | 在フランス日本大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

ビザはパスポートに直接貼り付けられます。候補者はビザを直接領事館で受け取ります。

在留期間は1年、3年または5年があり、出入国在留管理庁が決定します。在留期間がV.I.Eの任期全体をカバーしない場合、更新の申請を行う必要があります。

ビザの有効期間は3ヵ月で、有効期間内に来日する必要があります。

発給されるビザは「シングルビザ」です。ただし、V.I.Eは日本に入国時に空港で直接在留カードを受け取り、有効期間中は何度でも日本へ出入国ができるようになります。



候補者は ビザを受け取り次第、ビジネスフランスのサイト [Mon Volontariat International](#) の個人アカウントにコピーをアップロードする必要があります。

候補者は企業とビジネスフランの承認を得た上で、日本のビザを取得したパスポートおよびC.O.Eを携帯し日本に渡航することができます。

> 在留カードの取得

日本の空港に到着時に日本の出入国在留管理庁から在留カードが交付されます。



候補者は 在留カードを受け取り次第、ビジネスフランスのサイト [Mon Volontariat International](#) の個人アカウントにコピーをアップロードする必要があります。

候補者は日本から出国または入国の際に、在留カードを携帯している必要があります。カードの有効期間はビザと同様で、1年、3年または5年となります。有効期間に応じて更新する必要があります。

その他のケース

家族が帯同する場合	家族滞在ビザを取得する必要があります（就労不可）。家族滞在ビザは結婚している場合のみ認められ、PACS では取得はできません。
重国籍（フランスまたは欧州 - 日本）の候補者	フランスもしくは欧州の国民として「技術・人文知識・国際業務」ビザを取得する必要があります。日本のパスポートでV.I.Eミッションを行うことはできません。

日本での手続き

日本の行政手続き

ミッション開始日、ビジネスフランス日本事務所の V. I. E 担当者から、必要情報および市区町村の役所に転入届手続きをについての説明の メールが送られます。また、ミッション中に役立つすべての補足情報は「ボランティアガイド」に記載されています。

候補者は来日して 15 日以内に必ず ビジネスフランス日本事務所 V. I. E 担当者に報告（本書末尾に記載の連絡先を参照）をしなければなりません。また、ビジネスフランス日本事務所主催のオリエンテーションへの参加が必須となります。オリエンテーションは在日フランス大使館にて行われ、遠方の V. I. E はオンラインで参加します。

候補者は来日して 15 日以内に、オンラインで領事登録を行う必要があります。フランス国籍者の場合、次のリンクで登録できます：[こちら](#)。
欧州の他国の国籍者に関しては、自国の在日大使館のサイトで情報をご確認ください。

セキュリティ

安全保障情勢の進展によっては、特定の国や地域への移動を控えるよう勧告が出たり、禁止されることがあります。V. I. E は日本以外の国へ赴く際（または日本国内のオレンジ/赤ゾーンに行く場合）は必ずビジネスフランス日本事務所に移動の許可を求めることに加え、フランス危機支援センターが公表している各国の状況を色別で表示した地図を参照して治安状況を確認する必要があります。

緑のゾーン	治安上の特別な制約のない、通常警戒
黄色のゾーン	警戒強化
オレンジのゾーン	V. I. E 担当者の事前の許可がある場合に旅行可
赤いゾーン	ゾーン内への移動禁止

日本の治安状況	危機管理・支援センター / 日本
全世界の治安状況	危機管理・支援センター

税務



原則として、日仏租税条約（研修生に適用される第 20 条）の適用により、V. I. E が受け取る手当は日本において所得税は課税されません。

V. I. E はフランスで毎年、V. I. E の手当を申告する義務があります⁴。

候補者のプロフィールに税務上のリスクがある場合、企業は慎重に対応する必要があります⁵。

以下の事項は避けるようお願いします：

- 受け入れ企業が直接 V. I. E に給与とみなされるような一定の金額または現物支給（住宅、電話、社用車など）を行うこと⁶
- フランス法人が V. I. E の経費を受け入れ企業に請求すること

このような事項は会計監査の際に不利な結果をもたらすリスクがあり、V. I. E の収入に対する課税（そうなった場合はフランス法人が負担）や受け入れ企業に対して税務・社会保障の面でのリスクが生じます。また、日本当局からの V. I. E 制度の見直しが発生するリスクがあります。

V. I. E の税務ステータスに関して、日本の税務当局から問い合わせや連絡があった場合、ビジネスフランスが対応できるよう、速やかにお知らせください。

いかなる場合においても、ビジネスフランスは、企業または V. I. E の責任で生じた状況を正常化することはできません。

社会保障

V. I. E はミッションの全期間を通して、ビジネスフランスが付与した社会保障（医療費、本国送還、労働災害）の恩恵を受けます。この期間中、日本の社会保障制度に加入していません。

契約の更新

在留カードの期限が切れる 2 ヶ月前に、候補者または受け入れ企業が ビジネスフランス日本事務所に問い合わせ、V. I. E 証明書および受け入れ証明書テンプレートを入手する必要があります。

更新の申請は、在留カードの期限が切れる 2 ヶ月前に行う必要があります。

⁴ ビジネスフランスは毎年 5 月にフランスでの納税申告手続きに関する案内メールを候補者に送ります。

⁵ 重国籍者、および / または V. I. E 開始前に日本で就業または居住している候補者。

⁶ 日本で直接支給されるあらゆる金額が課税収入と見なされる可能性があり、それにより当局がフランスで支給される手当を日本での課税所得と判断する可能性があります。

必要書類：

- ☐ 在留期間更新許可申請書（[こちら](#)からダウンロード可）
- ☐ パスポートおよび在留カード。提示のみ
- ☐ 受け入れ証明書（ビジネスフランス日本事務所よりテンプレート入手可）
- ☐ ビジネスフランス日本事務所発行の V. I. E 証明書
- ☐ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表
- ☐ 更新料：4,000 円（約 27 ユーロ）

出入国在留管理庁への書類提出は候補者（または申請取次者）が行う必要があります。更新に必要な期間は **2～4 週** です。



候補者は 更新された在留カードを受け取り次第、ビジネスフランスのサイト [Mon Volontariat International](#) の個人アカウントにコピーをアップロードする必要があります。

契約終了時の手続き



＞ **税務面および社会面：** V. I. E は契約終了の翌年、前年に受け取った手当をフランスの税務当局に引き続き申告する必要があります。

V. I. E および企業は、V. I. E の税務・社会保障に関して日本当局から何らかの要請や見解の通達があった際、ビジネスフランスがそれに対応できるよう速やかにお知らせください。



＞ 契約終了後に直接雇用で**引き続き日本に滞在する候補者**（V. I. E 契約時の企業もしくは他企業の場合も含む）については、日本年金機構が V. I. E の期間に対する年金保険料の遡及支払いを要請する可能性があります。該当する場合、金額は月 16,980 円、1 年間の V. I. E 契約で約 1,200 ユーロになります。

そのような要請があった場合、V. I. E または元 V. I. E は、**速やかにビジネスフランス日本事務所の V. I. E 担当者にご連絡ください**。保険料免除申請の証明書を作成いたします。大半のケースで証明書が受理され保険料の支払いが免除されます。

証明書が受理されず保険料の支払いを要請された場合、ビジネスフランス本部が V. I. E を派遣した在フランス法人にこれらの保険料を負担するよう要請することができます。

連絡先

私は			
企業です		V. I. E 候補者です	
新規 V. I. E 派遣について	ビジネスフランス 本部 V. I. E 営業担当者	V. I. E ミッション に 関する質問	V. I. E ミッションに 関する質問
V. I. E ミッション に 関する質問	ビジネスフランス 本部 V. I. E 担当者		

ビジネスフランス日本事務所 V. I. E 担当

川平 直美
naomi.kawahira@businessfrance.fr
 ナディーヌ ケリギー・吉村
nadine.yoshimura@businessfrance.fr
tokyo@businessfrance.fr

在日フランス大使館ビジネスフランス日本事務所
 106-8514 東京都港区南麻布 4 丁目 11-44
 電話 : +81 (0)3 5798 6079
 FAX : +81 (0)3 5798 6082









記載情報は一般的な情報提供を目的としています。ビジネスフランスは情報の正確性、精度、妥当性、適時性、信頼性、完全性に関して一切の責任を負わず、当情報は個人的アドバイスを構成しません。受信者は分野の専門家に事前に相談することなく、当情報を使用することをお控えください。